



# 広島県報

定期  
第5号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	（環境対策室）
生活保護法の規定による施術者の指定	（福祉指導室）
建設業法の規定による建設業者の許可の取消処分	（建設産業室）
道路の区域変更	（道路保全室）
道路の供用開始	（"）
都市計画事業の事業計画の変更の認可	（都市整備室）
公安委員会告示	（"）
遊技機の型式の検定の告示	（"）
正誤	（"）
平成十八年一月十二日付け広島県報（号外）第二号中 広島県公告の訂正	（文書法制室）

## 告

## 示

広島県告示第五十二号  
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤田雄山

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名

東京都中央区明石町八番一号  
コリエムジ・エービーエス株式会社  
代表取締役社長 宮本利雄

工場又は事業場の所在地及び名称

大竹市御幸町二〇番一号  
UMG ABS株式会社 大竹工場

申請の内容

- 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設一基設置し、一基廃止する。
- 特定施設の種別能力及び使用の方法

種別	能力	等期		工		使用時間		項目		備考
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用終了予定年月日	水素イオン濃度(単位・水素指数)	化学的酸素要求量	浮遊物質質量	窒素含有量	
EP・二四F	一日当たり五〇トン処理	許可後直ちに	許可後直ちに	完成後直ちに	完成後直ちに	二四時間連続使用(なし)	通	常	最大	
三三〇	水洗施設									

2 汚水等の処理の方法

3 排出水の汚染状態

変更なし

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年一月二十三日から  
平成十八年二月 十三日まで

2 縦覧場所

広島県環境生活部環境局環境創造総室環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局  
環境管理課及び大竹市環境整備課

広島県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏名	豊東 武信	住所	広島県 豊東接骨院	業務の種類	柔道 整復	指定年月日	平成 一七・四・一八
			呉市焼山西二丁目一〇三三				
			呉市中央二丁目二五				

広島県告示第五十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第五号の規定によって、次のとおり建設業者の許可の取消処分を行った。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十八年一月十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社玉城総業  
広島市東区福田一丁目一五一番地の四

取締役 玉城 博之

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般 一四）第一九四 三号

四 処分の内容

土木工業業、とび・土工工業業、石工業業、鋼構造物工業業、ほ装工業業、しゅんせつ

五 工業業、塗装工業業及び水道施設工業業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の取締役について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により平成十三年五月二十三日に懲役四月執行猶予三年の刑が確定し、建設業法第八条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、被処分者は、建設業許可の更新申請において、役員が欠格要件に該当しないとの虚偽の内容を記載した誓約書を添付して、平成十四年十月二十五日付けで一般建設業の許可を受けた。

広島県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年二月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類	県道	道路の区域	金丸府中線
区	間	新	旧
府中市元町字大畑ケ五二五番一地从先から府中市府中町字下才田一九四番八地从先まで		二四・四〇〇	二二・〇〇〇
		三三・七〇〇	三三・七〇〇
		拡張	拡張

道路の種類	県道	道路の区域	府中停車場線
区	間	新	旧
府中市元町字新角メソ五三三番一地从先から府中市元町字クツ田五三四番一三地从先まで		二二・〇〇〇	一九・〇〇〇
		六二・〇〇〇	六二・〇〇〇
		拡張	拡張

広島県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年二月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道金丸府中線	府中市元町字大畑ケ五二五番一地从先から府中市元町字砂原五八〇番一地从先まで	平成十八年一月三十一日
県道府中停車場線	府中市元町字新角メソ五三三番一地从先から府中市元町字クツ田五三四番一地从先まで 県道金丸府中線交差点まで	平成十八年一月三十一日

広島県告示第五十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十二条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第三五〇号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤田雄山

- 一 施行者の名称  
庄原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
庄原都市計画公園事業  
五・五・一号 上野総合公園
- 三 事業施行期間  
平成十六年六月二十七日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第4号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年1月23日

広島県公安委員会  
委員長 宮地治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
55S0881	告示の日(平成18年1月16日)から3年間	回胴式遊技機	オニオンドン	株式会社/ビレッジツク 代表取締役 中野 純弘 (大阪市北区本庄東一丁目1番10号)	左 同
5P1020	同上	ぱちんこ遊技機	CRオンザウルズR	株式会社ニューゼン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区鳥森町三丁目56番地)	左 同
5P1058	同上	同上	CR女の華道RS	株式会社ソフミア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左 同
5P1081	同上	同上	CR演歌の歌姫A 代理店CX	タイヨーエリック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市中西区見崎町125番地)	左 同

正 誤

平成十八年一月十二日付け広島県報(号外)第二号に登載の広島県公告(一般競争入札)の一部を次のように訂正する。

総務企画部管理総室文書法制室長

一	ページ
上	段
六	行
県立広島病 大学	誤
県立広島大 学長	正